

報告第 11 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	着色料付着による衣服汚損事故	5 万 1,304 円	令和 6 年 1 月 28 日午後 1 時 40 分頃、相手方が鶉の木二丁目児童公園内のバリアフリートイレを使用する際、当該バリアフリートイレの手すりにジャケットをかけたところ、傍らにあった特殊ゴム製のつえホルダーが破損していたため、その着色料が当該ジャケットに付着し、これを汚損した。 (都市基盤整備部)
		令和 6 年 3 月 26 日	

## 報告第 12 号

### 大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約の専決処分の報告 について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

#### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金 2 億 4,750 万円
第 1 回変更後金額	金 2 億 4,821 万 5,000 円
今回変更後金額	金 2 億 5,969 万 9,000 円

#### 2 工期

当初工期	令和 6 年 3 月 14 日
第 1 回変更後工期	令和 6 年 3 月 29 日
今回変更後工期	令和 6 年 8 月 16 日

#### 3 専決処分日

令和 6 年 3 月 27 日

#### (説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約について、地中障害物を調査した結果、撤去処分する必要が生じたことなどのため、一部変更した。